

「第44回全国中学生人権作文コンテスト」  
兵庫県大会実施要領

1 主 催

神戸地方法務局、兵庫県人権擁護委員連合会、神戸新聞社

2 後 援

兵庫県教育委員会、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、  
阪神タイガース、ヴィッセル神戸、コベルコ神戸スティーラーズ、神戸スト  
ークス

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の  
重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付ける  
こと、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重  
思想を根付かせることを目的とする。

4 実 施 方 法

神戸地方法務局、管内各支局及び兵庫県内の各人権擁護委員協議会は、適宜  
の方法により、神戸地方法務局・管内各支局ごとに地区予選を実施し、6(1)の  
推薦基準に従い、その代表作文を兵庫県大会に推薦する。

神戸地方法務局及び兵庫県人権擁護委員連合会は、地区予選から推薦された  
代表作文について、7の兵庫県大会審査会において審査を行い、表彰する。

5 応 募 規 定

(1) 対象

ア 兵庫県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程  
及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、兵庫県内の外国人学校その他の教育施設に在学する者で  
あって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりな  
どの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察し  
たことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) その他

作文の創作に当たっては、上記3の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済みの著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

## 6 推薦基準等

(1) 推薦基準

各地区予選の代表作文数は3編とする。ただし、地区予選における総応募数が10,000編以上の場合は、5,000編ごとに1編を追加する。

例：10,000編未満の場合 3編

10,000編以上15,000編未満の場合 4編

15,000編以上20,000編未満の場合 5編

(2) 推薦期限

令和7年10月8日(水)

## 7 兵庫県大会審査会

6に基づき地区予選から推薦された代表作文について、兵庫県大会としての審査を次のとおり行い、表彰する。

審査員(予定)

兵庫県教育長  
NHK神戸放送局コンテンツセンター長  
サンテレビジョン地域情報局報道制作センター社会報道部長  
ラジオ関西コンテンツ局長兼コンテンツ・ニュース部長  
神戸新聞社編集局報道部長  
兵庫県人権擁護委員連合会長  
兵庫県人権擁護委員連合会 兵庫男女共同参画委員長  
同上 兵庫こども人権委員長  
同上 兵庫高齢者・障がい者人権委員長  
神戸地方法務局長

## 8 表彰等

### (1) 入賞発表日（予定）

令和7年11月19日（水）

### (2) 表彰（予定）

- 最優秀賞 （5編）（ただし、応募総数により変更することがある。）
- 審査員特別賞 （7編）（ただし、審査員が相当と認めた場合、変更することがある。）
  - 兵庫県教育委員会賞
  - NHK神戸放送局賞
  - サンテレビ賞
  - ラジオ関西賞
  - 兵庫男女共同参画委員会賞
  - 兵庫こども人権委員会賞
  - 兵庫高齢者・障がい者人権委員会賞
- 優秀賞 （3編）（ただし、審査員が相当と認めた場合、変更することがある。）
- 奨励賞 （若干編）

以上の入賞者に表彰状及び副賞を授与する。

### (3) 表彰日（予定）

令和7年12月13日（土）

最優秀賞、審査員特別賞及び優秀賞入賞者については、同日、神戸市内において表彰式を行う。

奨励賞入賞者については、各人権擁護委員協議会を通じて賞状等の伝達を行う。

### (4) 中央大会への推薦

最優秀賞作文を中央大会に推薦する。

## 9 その他

- (1) 応募作文は、返却しない。
- (2) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。
- (3) 兵庫県大会への推薦作文については、応募者の学校名、学年、氏名及び応募作文の題名を公表するとともに、最優秀賞受賞作文については、報道機関において作文の内容を公表する。また、最優秀賞、審査員特別賞及び優秀賞受賞作文は、法務局ホームページに掲載し、学校、教育委員会等関係諸機関に配布する人権作文集に収録する等、その内容を広く公表する。このほか、奨励賞受賞作文についても、同様に公表することがある。

なお、作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき、学校名、学年、氏名を非公表とすることがある。

おって、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

- (4) 兵庫県大会への推薦作文について、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への掲載を許可することがある。この場合、掲載の都度本人の許諾を求めることはしないので、本人が掲載を望まない場合、又はその後、望まなくなった場合には、神戸地方法務局人権擁護課にその旨を申し出るものとする。